

令和5年度第7回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月5日(木) 15時45分～16時25分
2. 開催場所 東金市役所5階 会議室
3. 議案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 8件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 5件
議案第3号 青年等就農計画について 1件
議案第4号 農用地利用集積計画 所有権の移転 1件
4. 報告
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 2件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 4件
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 1件
5. 出席委員 14名
会長8番吉井亨、1番野口哲由、2番細谷修、3番中田好一、
4番農宮弘子、6番篠崎輝武、7番池田繁雄、9番石井政樹、
10番市原勉、11番齊藤ひろ子、12番子安明宏、13番秋山美徳、
14番片岡孝、15番戸田敏一
6. 欠席委員 5番平山光子
7. 事務局 池田事務局長、小川主査
8. 議事録

議長 委員定数15名中、14名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和5年度第7回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名であります。今日は、7番池田委員と9番石井委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局　それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。本日の議案は、4議案です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、8件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、5件、議案第3号、青年等就農計画については、1件、議案第4号、農用地利用集積計画については、所有権の移転が1件です。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和5年9月28日午前9時より、3班の細谷委員、石井委員、秋山委員、片岡委員にご出席いただき、実施いたしました。

また、斉藤委員については、都合により欠席でございました。

以上、ご報告申し上げます。

議長　それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、4番農宮委員は退室をお願いいたします。

一時休憩します。

(農宮委員退室)

議長　再開します。

申請番号1及び2につきましては、関連しておりますので、一括して秋山委員より意見発表をお願いします。

13番　番号1及び2について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、小沼田字万関の田、985平方メートル、小沼田字前田の畑、816平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人と譲受人が互いに隣接農地を所有しており、交換するためです。営農計画においては、水稻、野菜一般の作付けを予定しています。9月28日に現地を確認したところ、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、申請譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長　次に、申請番号3につきまして、片岡委員より意見発表をお願いします。

14番　番号3について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、北之幸谷字御林の田、417平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢化による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻を予定しています。9月28日に現地を確認したところ、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号4及び5につきましては、営農型太陽光発電設備の設置に伴う権利設定の更新許可申請であります。後ほど関連する5条許可申請と併せて審議することといたします。

次に、申請番号6及び7につきましては、関連しておりますので、一括して秋山委員より意見発表をお願いします。

13番 番号6及び7について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、上谷字下道、茶木畑、北道上の農地です。申請理由は、譲渡人と譲受人は夫婦又は親子で、地籍調査の登記の際に、合筆により筆数を減らしたいため、名義人を変更する必要が生じたものです。9月28日に現地を確認したところ、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、申請譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号8につきまして、石井委員より意見発表をお願いします。

9番 番号8について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、幸田字北原の現況畑、合計4筆、2,559平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、ブルーベリー、柿の作付けを予定しています。9月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、申請譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いいたします。

申請番号1及び2は、関連しておりますので、一括してご説明いたします。本件は、交換による所有権移転の申請です。場所は、小沼田区コミュニテイ会館の南東、約600メートル及び約300メートルに位置しています。申請番号1及び2の譲受人は互いに申請農地の隣接農地を相手方が所有しているため、互いに交換することになったものです。作付作目は、申請番号1が水稻で、申請番号2がカボチャ、スイカ等の野菜一般です。3条許可基準への適合ですが、両申請者とも、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま。

申請番号3は、売買による所有権移転の申請です。場所は、千葉県立東金特別支援学校の北東、約700メートルに位置しています。譲渡人は高齢化により農業経営を縮小したいため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することになったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま。

申請番号6及び7は、関連しておりますので、一括してご説明いたします。本件は、いずれも、親族間の贈与による所有権移転の申請です。場所は、上谷の飯島寺から半径、約900メートル以内に点在しています。地籍調査において、申請農地と譲受人が所有している隣接農地を合筆する必要が生じたため、贈与することになったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号8は、売買による所有権移転の申請です。場所は、東金アリーナの西、約500メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、ブルーベリー、柿です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしと声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、申請番号4及び5を除き、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。一時休憩します。

(農宮委員入室)

議 長 再開します。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、石井委員より意見発表をお願いします。

9 番 番号1について説明します。本件は、農地法第5条の規定による賃貸借権の設定を伴う一時転用の申請です。申請地は、福俵字鍋田の現況畑、332.78平方メートルの農地です。転用の目的は、東金市発注の市道0117号線歩道整備工事にあたり山砂、掘削土、資材の仮置場として使用するものです。造成は整地のみで、排水については、雨水のみで自然浸透です。9月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号2につきまして、細谷委員より意見発表をお願いします。

2番 番号2について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、台方字稻荷畑の5筆、2,597平方メートルの農地です。隣接農地対策については、ブロックを積んで土砂の流出を防止いたします。宅地分譲は12区画を造成、良質な山砂で埋立てを計画しております。境界はブロック積みとします。ガス、水道は公営を利用、雨水はU字溝へ接続し、隣接排水路へ放流、汚水雑排水は公共下水道へ接続します。工事中は誘導員を配置し、事故に注意します。資金計画書、融資証明書、砂利計画書、排水同意書、両総土地改良区、埋蔵文化財、以上必要な書類も整っており、9月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況はなく、問題ないものと判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号3及び4につきましては、同一事業ですので、一括して片岡委員より意見発表をお願いします。

14番 申請番号3及び4につきましては、同一事業ですので、一括して説明します。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、北之幸谷字北西の田、2筆、合計184平方メートル、現況畑の農地です。転用の目的は、専用住宅1棟の建築です。前面道路にU字溝を設置、道路整備をし、申請地内を整地します。また、排水については、汚水は合併浄化槽で処理し宅内の蒸発拡散装置で宅内処理をし、雨水についても宅内処理とする計画です。申請に必要な書類は全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号5につきまして、先ほども申しあげましたとおり、議案第1号の申請番号4及び5と併せて審議をお願いします。それでは、細谷委員より意見発表をお願いします。

2番 議案第1号の申請番号4及び5と本件は関連しておりますので、一括して説明いたします。本件は、農地法第3条においては、区分地上権の設定、賃貸借権の設定、農地法第5条においては、営農型太陽光発電施設の申請です。これは更新です。今回、更新手続きが遅れたため、次回更新以遅滞なく手続きをする始末書が提出されております。申請地は、家徳字長十郎野の田、現況畑3筆、2,844平方メートルの農地です。営農計画は、櫛の作付けです。パネル枚数188枚、パネル面積378.25平方メートル、転用面積0.34平方メートル、転用期間令和5年9月30日から令和15年9月29日までの一時転用許可申請です。残高証明書、資金計画書、転用に係る同意書、土地改良区、農地復元計画書、誓約書、以上必要な書類も整っていることから、問題ないものと判断いたします。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の7ページをお願いいたします。

申請番号1は、賃借権の設定を伴う一時転用の申請です。場所は、福俵駅の南東、約1キロメートルに位置しています。転用の目的は、譲受人が請け負った市道の歩道整備工事の資材置場としての使用です。立地基準につきましては、申請地は、農用地域内にある農地ですが、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目標達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められることから、例外的に許可し得る農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号2は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、第1保育所の南西、約150メートルに位置しています。転用の目的は、宅地分譲用地12区画です。立地基準につきましては、申請地は、都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、金融機関からの融資により賄う計画となっており、融資証明書が添付されています。

申請番号3及び4は、同一事業ですので、一括してご説明いたします。本件は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、千葉県立東金特別支援学校の南西、約100メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅1棟用地です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、金融機関からの融資及び自己資金により賄う計画となっており、金融機関からの融資証明書、新築工事請代金の一部としての領収書、土地代金手付金の一部としての領収書が添付されています。

議案書の8ページをお願いいたします。

申請番号5は、営農型太陽光発電設備の設置を目的とした、賃借権の設定を伴う農地法第5条の一時転用許可の更新申請です。場所は、正気郵便局の北西、約300メートルに位置しています。一時転用の許可の期間についてでございますが、通常は3年となっておりますが、本申請におきましては、パネル下部で耕作を行う法人が認定農業法人であることから、許可期間は10年となります。本件農地については、今般、譲渡人が役員を務める農業法人に自己所有農地を貸し付けるための賃貸借権設定とパネル下部の区分地上権設定について、それぞれ農地法第3条の許可申請がなされております。作付作目は、榊です。なお、一時転用の許可につきましては、パネルの設置に係ることから、3条の賃貸借権設定と区分地上権の設定に係る許可と同時にすることになります。また、本件申請地は、当初令和2年に一時転用の許可を受けており、今回が1回目の更新となります。また、本件申請地での営農の売上げ実績については、令和4年7月に榊、約60キログラム、6,000円となっております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、また、議案第1号の申請番号4及び5の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第3号、青年等就農計画について審議に入ります。

農政課より説明願います。

農政課 それでは説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法第14条の4の規定によりまして、意見を求めた案件は新規認定1件でございます。別添の青年等就農計画認定申請書をご覧ください。営農予定日は令和5年11月です。田間にお住まいで、殿廻で営農を予定している方です。営農類型は麦類及び露地栽培の複合経営です。技術の向上、設備の導入、耕作面積拡大、さらに収穫された農産物を加工し、販売することで所得増加を目指す計画です。

以上、新規認定1件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第14条の4の各要件に該当しております。また山武農業事務所改良普及課が計画書の作成に携わっていることをお伝えします。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 議案第3号、青年等就農計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画について審議に入ります。

農政課より説明願います。

農政課 議案第4号、農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。別冊の「令和5年第10次農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。こちらが先ほど研修会でも話のありました猶予期間を利用している案件で、地域計画の策定後は農地中間管

理事業に集約されます。

それでは、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条第1項の規定による経過措置により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和5年第10次農用地利用集積計画」についてお諮りします。

本件は、贈与による所有権の移転、1件です。1ページが所有権移転の管理台帳、2ページが譲渡人、譲受人より提出のありました各筆明細書になります。譲受人は押堀の基本構想水準到達者で、今まで耕作を頼まれていた親族の所有する農地を譲り受け、継続して耕作する計画です。本件では譲渡人の強い希望により、対価を求めずに贈与することです。3ページに利用権の設定を受ける者の農業経営状況を記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しております。農作業従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第4号、農業経営改善計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、報告第1号から第3号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の11ページから12ページをお願いいたします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。8月26日から9月25日までに受付した案件は2件です。相続により所有権を取得したもので、斡旋等の希望はありません。

議案書の13ページをお願いいたします。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。8月26日から9月25日までに受付した案件は4件です。いずれも双方合意による貸借の解約です。

議案書の14ページをお願いいたします。

「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。1件の照会があり、現地調査を9月8日に実施いたしました。調査の結果、農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦勞様でした。

令和5年10月5日